

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 平成30年5月28日（月） 午前10時50分～午前11時30分

【場 所】 堺市役所本館4階 秘書課会議室

【内 容】

案件	事案概要	量定に対する意見
1	平成30年2月5日（月）10時15分頃、消防艇「茅海」の日常点検時、船内の手洗い等に使用するための清水タンクに水道水を注水しようとしたところ、誤って燃料タンクに混入した。エンジン及び発電機を故障させ、約2か月間運航不能となったもの。	停職1月
	事案発生時の西消防署の最高責任者（署長）として、消防艇の重要性を職員に認識させ、緊張感を持って作業するよう指導できておらず、適切な管理監督がなされていなかったもの。	戒告
	直属の上司として、消防艇に係るマニュアルの整備状況や作業手順等の確認を怠り、安全管理に関する指導及び安全確認作業を職員に徹底できておらず、適切な管理監督がなされていなかったもの。	戒告